

# 町政を問う！

一 / 般 / 質 / 問

生活保護の再検証を

## 県の福祉事務所で実施

**問** 最近、問題となった中間市の生活保護不正受給に関する事件は、大きな問題提起を全国の各自治体に投げかけています。

今回の一連の事件の検証と当該における生活保護のあり方、実態を把握し、あらためてそのチェック機能の体制強化と充実を求めます。申請から審査、決定までの

一連の流れを再検証し、今後の仕組み作り役に役立てて欲しいと思います。

**答** 中嶋町長

生活保護の決定・実施に関する事務については、町村の区域では県の福祉事務所でを行っています。本町に居住地を有する要保護者の保護実施機関は、粕屋保健福祉事務所であり、町は補助機関として位置づけられています。

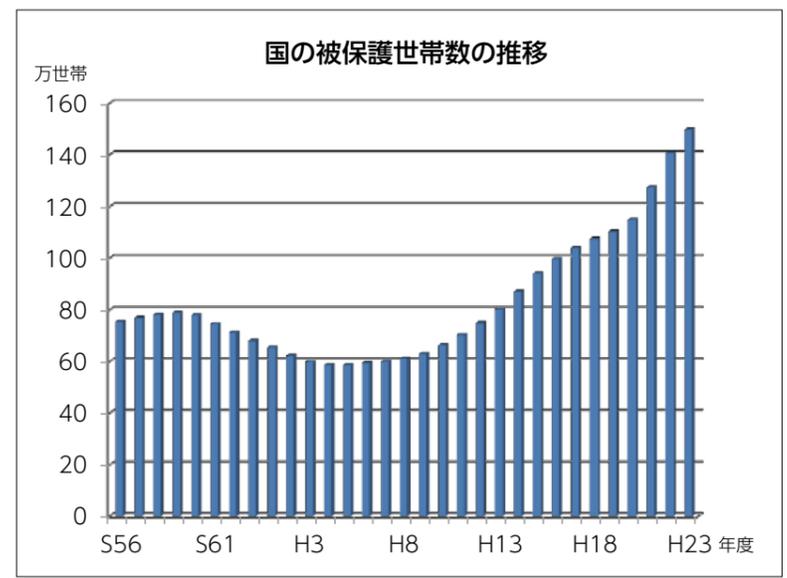


藤石 豊 議員

須恵町における受給者の推移は、平成23年1月で281世帯、24年1月で307世帯、25年1月で331世帯と、年々8%ほど増加しています。生活保護の認定は世帯単位で行い、

世帯主であること・収入が基準より少ないこと・貯蓄がなく余分な資産を持っていないこと・親族から十分な経済的援助が受けられないことなどが資格条件になります。本町の役割は相談があった場合に、生活状況あるいは扶養義務者の有無、財産状況などを伺いし、生活保護の制

度の説明、その他自立するためのアドバイスを行い、保護の申請があった場合は意見書を添えて福祉事務所に送付しています。町は保護の実施機関ではなく、保護の決定などは行わないため、中間市の事例のような不正受給にかかわることはありません。



資料：平成23年度福祉行政報告例（厚生労働省）

## 議 | 長 | 通 | 信

Chairperson Communication



三角 良人 議長

## 心にしみるいい話

西日本新聞の春秋欄に次のような文章が掲載されています。

『冬の満員バスの中で赤ちゃんが激しく泣き出した。泣き止まないの母は次回の停留所まで降りようとした。そこで運転手が乗客に「赤ちゃんは泣くのが仕事です。少しの間、赤ちゃんを若いお母さんと一緒に乗せて行ってください。」と呼びかけた。すると乗客の間から

拍手が起き、母は目的の停留所まで行けた。』

この記事はインターネットで紹介され、中学校の道徳の副読本にも転載され、フェイスブックなどで人から人に広がっています。

公共に迷惑をかけないよう配慮しようとする気持ちと、それを気遣おうとする公共の思い。双方の思いが作り出したこの出来事。皆さんはどう受け取られますか？

# 追跡

## 一般質問のその後

執行部の答弁は実行されているのか？

算数のおけいこセットの町費購入は？



**問** (平成24年3月定例会) 小学校入学時に必要な「算数のおけいこセット」を学校備品として町費で購入し保護者の負担の軽減を図っては？

**答** 中嶋町長 平成25年度から町費で購入する方向で検討しています。24年度中に最終調整を行う予定です。

## 25年度の1年生分から町費で

平成25年度より町費で購入することとなり、各小学校に配布されました。



## シリーズ 議会用語

### 「上程」とは？

議案などの案件を議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることです。案件を審議の途中において追加して日程に組み入れることもあります。

## お知らせ

町議会の活動状況を知るために、どなたでも傍聴できます。(予約不要) 申し込みの受付は、役場4階議会事務局で行っています。なお、次の定例議会は6月14日からの予定です。

## すえち未来ちゃん



作・田原ウーコ 1979年須恵町生まれ。イラストレーターとして福岡を中心に九州・東京の広告やエディトリアルにて活動中。http://www.wocco.net/ No.20